

愛知県環境審議会運営規程

[沿革] 平成12年3月23日 一部改正

平成13年8月 1日 一部改正

平成14年8月23日 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県環境審議会条例（平成6年愛知県条例第26号）第9条の規定に基づき、愛知県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所、及び議案を委員に通知するものとする。

2 委員及び専門委員（関係行政機関の職員として任命されたものを除く。）については、審議会への代理出席はできないものとする。

3 審議会は、必要があると認めるときは、関係人に対し、出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が次の各号のいずれかに該当する事由により公開しない旨を決議したときは、この限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営及び希少動植物の保護等の環境の保全に著しい支障が生ずると認められる場合

5 緊急を要する場合等にあつては、前項の決議は会長の決定をもって代えることができるものとする。この場合においては、会長は事後に審議会の承認を得るものとする。

6 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(部会の設置)

第3条 審議会に次に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事務を所掌させる。

(1) 総合政策部会

ア 環境保全に係る重要事項（他の部会の所掌に属するものを除く。）に関すること。

イ 公害防止事業費の事業者負担に係る重要事項に関すること。

(2) 大気部会

ア 大気汚染防止に係る重要事項に関すること。

イ 悪臭防止に係る重要事項に関すること。

(3) 騒音振動部会

ア 騒音防止に係る重要事項に関すること。

イ 振動防止に係る重要事項に関すること。

(4) 廃棄物部会

廃棄物の処理にかかる重要事項に関すること。

(5) 地盤環境部会

ア 土壌の汚染に係る重要事項に関すること。

イ 地盤沈下の防止に係る重要事項に関すること。

(6) 水質部会

公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に係る重要事項に関すること。

(7) 自然環境保全部会

- ア 自然環境の保全に係る重要事項に関すること。
- イ 自然公園に係る重要事項に関すること。
- ウ 鳥獣保護及び狩猟に係る重要事項に関すること。

(8) 温泉部会

温泉に係る重要事項に関すること。

2 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会にはかつて前項に規定する部会以外の部会を設置することができる。

(部会への付託)

第4条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を適当な部会に付託をすることができる。

(部会の会議)

第5条 部会の決議は会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を委員（当該決議をした部会に属する者を除く。）に報告するものとする。

3 部会の開催等については、第2条の規定を準用する。この場合において、同条第1項から第5項までの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(専門調査員)

第6条 専門調査員は、次に掲げる調査を行うものとする。

(1) 愛知県自然環境保全地域、愛知県自然環境保全地域候補及び自然公園内等のすぐれた自然地域の現地調査

(2) その他自然環境の保全に関する専門の事項の調査

2 審議会に、専門調査員協議会（以下「協議会」という。）を置き、各専門調査員をもって構成する。

3 専門調査員に関する重要事項及び協議会の運営に関して必要な事項は、会長の同意を得て、協議会の決議により定めるものとする。

(会議録)

第7条 審議会、部会及び協議会の議事については、会議の概要を記載した会議録を作成し、会長若しくは部会長の指名した2名の委員又は互選により選出された2名の専門調査員が署名し10年間保存するものとする。

2 前項の規定により作成された会議録は、第2条第4項の規定により非公開とした事項に該当するものを除き公表するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成6年8月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第6条第1項第2号及び同条第3項並びに第7条第1項の改正規定は、同年8月24日から施行する。